

鹿児島県
飲食店感染防止対策強化支援補助金
申請要領

令和3年8月

鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課

【提出先・問合せ先】

鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局

〒892-0825

鹿児島市大黒町1-3 ブラザー鹿児島ビル3階-1

コールセンター：099-201-3241

I	飲食店感染防止強化支援補助金の概要	
	(1) 概要	P 3
II	申請における注意事項	P 6
III	主な申請書類及び記入方法	
	(1) 申請書類送付状	P 7
	(2) 交付申請書及び交付請求書	P 8
	(3) 添付書類例（レシート・領収書）	P 11

飲食店感染防止対策強化支援事業費補助金の概要

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立のため、県が実施している飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策現地調査及び飲食店第三者認証制度に併せて新型コロナウイルス感染防止を強化する飲食店が実施する感染防止対策費用について支援する。

2 申請要件

(1) 補助対象者・施設

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可証（現に効力を有する飲食店又は喫茶店、菓子製造業に係る許可に限る。）に記載されている県内の施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備（物品販売に付随して、完成品又は半完成品からの簡易な調理をしたものを飲食させることを目的とする設備を除く。）を有し、専ら集客を目的とする施設（次の各号に掲げるものを除く。）を経営する法人又は個人。

- ア 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設及び住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出書を提出して行う同法第 2 条第 3 項の営業に係る施設
- イ 鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定に該当する者が、その経営に実質的に関与している施設
- ウ 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に定める施設

(2) 対象施設及び対象外施設の例示

対象施設及び対象外施設の一般的な例は表 1 を参考としてください。

なお、表 1 はあくまで例示であり、各施設の営業形態等によって対象の可否は変わることがあります。

表 1 対象施設及び対象外施設の例示

対象施設の例（○）	対象外施設の例（×）
【営業許可証を取得し、客に飲食をさせることを目的とした設備を有する飲食店】 食堂、レストラン、料理店、カフェ、喫茶店、焼き肉屋、居酒屋、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケ店、ネットカフェ、漫画喫茶、ゴルフ場・温泉施設等内のレストラン、イートインスペースがある洋菓子・パン屋 等	1 デリバリー・テイクアウト専門店 (客に飲食をさせることを目的とした設備を有さない施設) 2 スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインコーナー (物品販売に付随して、完成品又は半完成品からの簡易な調理をしたものを飲食させることを目的とする設備を有する施設) 3 一般客が利用できない学校給食、病院給食、社員食堂 (専ら集客を目的としない施設) 4 宿泊施設内にある宿泊施設直営の飲食店 (旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設及び住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出書を提出して行う同法第 2 条第 3 項の営業に係る施設)

3 補助率・補助金額

補助率：10/10 以内

補助金額：1 店舗あたり上限 10 万円

4 補助対象経費

表 2 に掲げる物品購入費等（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 3 年 12 月 28 日（火）までの間に購入又は実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの

※ 物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

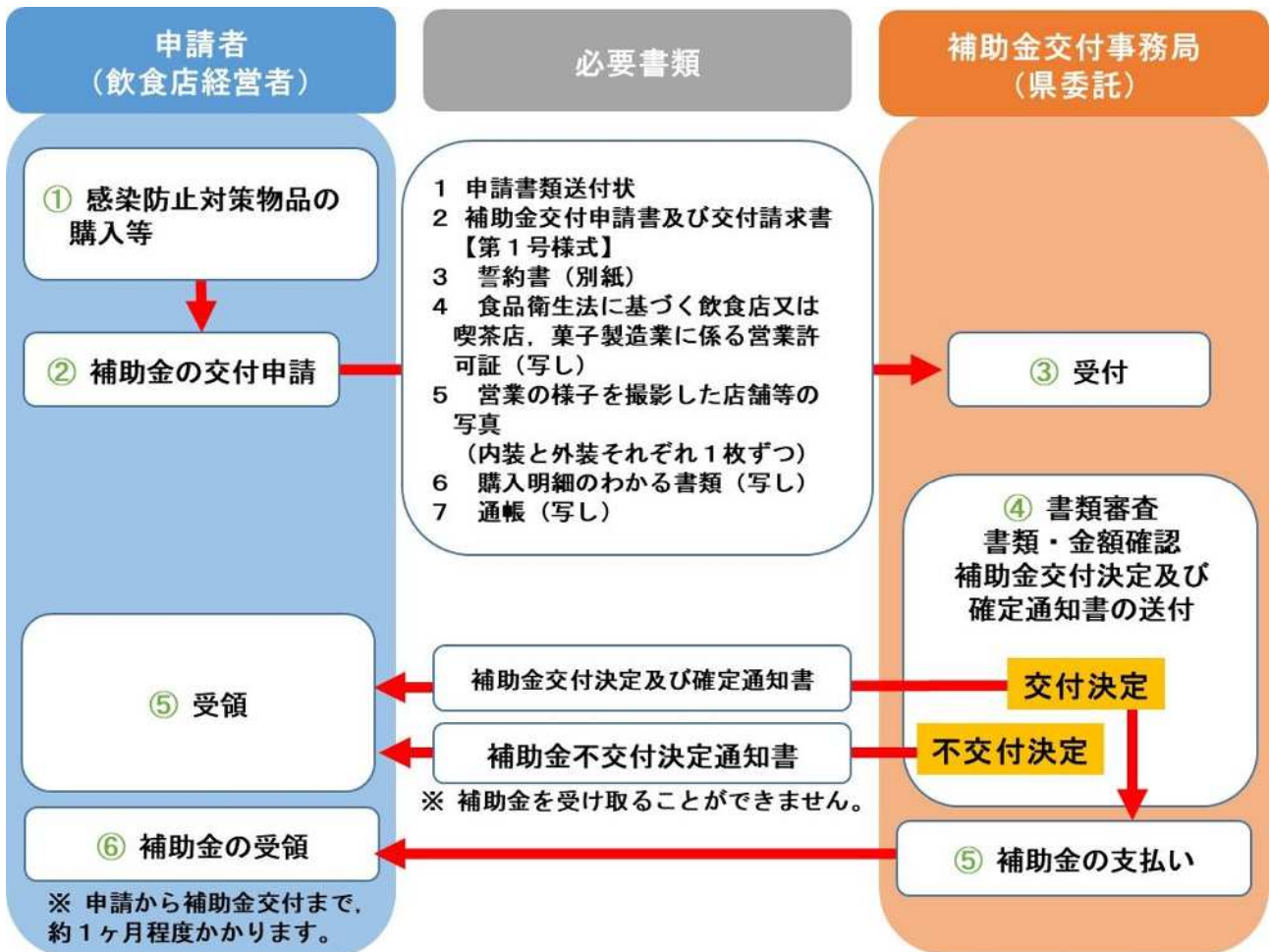
表 2 物品購入費及び設置に係る費用

分野	コード	対象品目
①消毒費用	101	手指消毒用の消毒液ディスペンサー，物品・設備の清拭消毒の際に使用する消毒液用のスプレー（霧吹き）
	102	次亜塩素酸水生成器
	103	消毒液 「厚労省資料：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」に掲載されている消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上），次亜塩素酸ナトリウム水溶液，次亜塩素酸水，亜塩素酸水）
	104	足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	201	マスク
	202	ゴーグル
	203	フェイスシールド
③飛沫対策費用	301	アクリル板
	302	ビニールカーテン
	303	透明ビニールシート
	304	防護スクリーン
	305	パーティション
	306	カラーコーン，コーンバー
	307	ベルトパーティション
④換気費用	401	換気扇
	402	サーキュレーター
	403	扇風機
	404	空気清浄機（HEPA フィルターによるろ過式で風量 5m ³ /min 程度以上※） ※ 上記仕様を満たしていることがわかる資料の写し（取扱説明書等）を添付してください。
	405	二酸化炭素濃度センサー
	406	換気用設備一式（網戸，換気窓，排気ダクト等）
⑤その他衛生管理費用	501	体温計（非接触式）
	502	サーモカメラ
	503	コイントレー
	504	自動券売機

※ 物品購入に伴う施工費，施工に伴う運搬費も対象とする。

※（対象外）中古品，自社内部の取引・個人間の取引・オークションによる購入，自作した物品の材料費，外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払，相殺による決済，その他鹿児島県が適当ではないと判断した経費

5 申請の手続きフロー図



6 申請期間

令和3年7月1日(木)から令和3年12月28日(火)まで(消印有効)

7 申請書等の入手方法

- (1) 鹿児島県庁のホームページ
(ホーム > 産業・労働 > 商工業 > 飲食店の感染防止対策を支援します
(飲食店感染防止対策強化支援事業))
- (2) 各商工会議所, 商工会, 各地域振興局・支庁総務企画課, 各離島事務所総務課(係)

8 申請方法

- 郵送のみ(新型コロナウイルスの感染防止の観点から、持参による申請は受け付けません。)
- ※ 簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。(郵送途中の紛失については、当方は一切責任を負いかねます。)
 - ※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。

<宛先>

〒892-0825 鹿児島市大黒町1-3

ブラザー鹿児島ビル3階-1

鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局 宛て

～申請における注意事項～

飲食店感染防止対策強化支援事業費補助金

- ・ 申請日は令和3年7月1日から令和3年12月28日までの期間内であるか。
- ・ 誓約書に記名，押印があるか。
- ・ 補助対象経費は税抜額が記載されており，その合計額は正しいか。
- ・ 交付申請額が，算定方法に基づき1,000円未満切り捨てになっているか。
- ・ 領収書又はレシートの金額は申請書の内容と一致しているか。
- ・ 品目が補助対象経費として4ページに掲げるものに該当するか。
- ・ 領収書又はレシートの日付が令和3年4月1日から令和3年12月28日までの期間内であるか。
- ・ 領収書の宛名が記載されている場合，申請者と一致するか。
- ・ 口座の名義が申請者及び通帳の写しと一致するか。
- ・ 口座名義のフリガナが付されているか。
- ・ 複数の飲食店を営んでいる場合，申請しようとする全ての飲食店をまとめて1件として申請しているか。
- ・ 補助上限額に達していないが，申請してよいか。（申請は原則1回のみ）

申請者と営業許可証等，必要書類の名義が異なっている場合など，審査の過程で追加資料を求める場合があります。

記入例

受付番号

※記入不要です

申請書類送付状（飲食店感染防止対策強化支援事業） （申請者による書類チェックシート）

書類が添付されているか記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、□にチェック✓入れて、申請書類の一番上になるように並べてください。

【申請書類一式】

- 1 鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
- 2 誓約書（第1号様式別紙）
- 3 食品衛生法に基づく飲食店営業、喫茶店営業、又は菓子製造業許可証の写し
- 4 営業の様子を撮影した店舗等の写真【内装（店内飲食ができる設備を有していることが確認できるもの）と外装（屋号が確認できるもの）それぞれ1枚ずつ】
- 5 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かるレシート、領収書等の写し）
- 6 振込先口座が分かる通帳等の写し（通帳の表紙の裏の見開き：カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）
〔※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。
法人の場合は当該法人の口座に限ります。〕

【申請内容】

- 1 申請日は令和3年7月1日から令和3年12月28日までの期間内であるか。
- 2 飲食を目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする飲食店に該当するか。
- 3 申請要領の3ページの（1）補助対象者・施設に掲げている対象外施設に該当しないか。
- 4 複数の飲食店を経営している場合、申請しようとする全ての飲食店をまとめて1件として申請しているか。
- 5 営業許可証の「営業者氏名」「営業所の名称、屋号又は商号」は申請書の内容と一致するか。
- 6 営業の様子を撮影した店舗等の写真は、内装と外装があるか。また、内装写真は店内飲食ができる設備を有していることが確認でき、外装写真は店舗の屋号が確認できるか。
- 7 誓約事項欄に記名、押印があるか。
- 8 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- 9 交付申請額は、算定方法に基づき1,000円未満切り捨てになっているか。
- 10 領収書又はレシートの金額が申請書の内容と一致しているか。
- 11 領収書又はレシートには、補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、申請要領4ページの補助対象経費一覧の該当するコードを記入しているか。また、空気清浄機など、補助対象経費の要件を満たしていることがわかる物品の資料の写し（取扱説明書など）の添付はあるか。
- 12 領収書又はレシートの日付は令和3年4月1日から令和3年12月28日までの期間内であるか。
- 13 領収書の宛名が記載されている場合、飲食店の経営者又は飲食店名と一致するか。
- 14 口座の名義は申請者名と一致するか。
- 15 口座名のフリガナが付されているか。

私は、申請書類一式がすべて揃っていること、記載内容に誤りがないことを確認しました。

〔申請者〕

住所 〒 _____

名称及び代表者
職・氏名（個人の
場合は氏名）

担当者

電話番号

携帯番号

令和3年〇月〇日

鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局 殿

※個人事業主は自宅住所を記入

※複数の飲食店を経営している場合、申請しようとするすべての飲食店名を記載する。
店舗数が多くて様式内に収まらない場合は別紙に記入する。

住所 鹿児島県〇〇市〇丁目〇-〇〇
申請者 名称 株式会社〇〇〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 〇〇〇〇
店舗名 〇〇〇〇店

※押印は不要です。

鹿児島県飲食店感染防止強化支援補助金交付申請書兼交付請求書

鹿児島県飲食店感染防止強化支援事業について、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県飲食店感染防止強化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の額が決定した場合は、本申請をもって、確定した額を交付されたく請求します。

記

1 関係書類

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証の写し
- (2) 誓約書（別紙）
- (3) 営業の様子を撮影した店舗等の写真（店内飲食ができる設備を有していることがわかる内装写真と店舗の屋号がわかる外装写真をそれぞれ1枚ずつ）
- (3) 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かるレシート、領収書等の写し）
- (4) 通帳等の写し（口座情報が記載されているページ）

2 事業実績報告（収支予算）

(1) 支出の部（事業経費）

レシート等番号 → ナンバリングしたレシート等に記入したナンバーを記入。
支払日 → レシート等に記載のある支払日を記入。
支出先 → レシート等に記載のある購入先を記入。

レシート等番号	支払日	支出先	補助対象経費税抜金額（円）
①	5/10	〇〇ネット	45,000
②	6/9	〇〇ストア	22,400
③	7/3	〇〇株式会社	72,728
合 計			A 140,128

※（1）支出の部の合計と（2）収入の部の合計は必ず一致させる。（次ページへ続く）

(2) (補助対象経費に対する) 収入の部

財 源	金 額 (円)
県補助金 3の交付申請額と一致	100,000
国・県・市町村等補助金 (〇〇〇市感染防止対策支援補助金)	B 40,000
自己資金	128
その他 ()	
合 計	140,128

※1,000円未満は切り捨てる。

3 補助金の申請額

交付申請額 (1,000円未満切り捨て)	100,000 円 (※)
----------------------	---------------

(※) (**A** 140,128 円 - **B** 40,000 円)
 = 100,128 円 と補助上限額 (10万円×店舗数) を比較して低い額

【 事務局記載欄 】 *

※記入しないでください。

交 付 決 定 額	*	円	担 当 者 印
--------------	---	---	------------

4 振込先口座

金融機関名	〇〇〇	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 5. その他 ()	〇〇	本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番
預金種目	普通・当座	口座番号	1 1 1 1	1 1 1
フリガナ	〇〇〇〇カブシキガイシヤダイヒヨウトリシマリヤク〇〇〇〇〇			
口座名義	〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇〇			

※振込口座は、法人又は個人口座（個人事業者に限る）のみ。
 ※口座名義及びフリガナは、通帳見開き1ページ目に記載のとおり記入する。

5 連絡先

担当者 連絡先	所属部署	株式会社〇〇〇〇	担当者職・氏名	〇〇〇 〇〇〇〇〇
	電話番号	099-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	099-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

※連絡がとれる正確な情報を記入する。

鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局 殿

誓約書

鹿児島県飲食店感染防止強化支援補助金の申請に当たり以下のとおり誓約します。

- 1 申請要領に記載された申請要件を満たしており、不給付要件に該当しません。
また、申請書及び添付書類の記載事項（申請内容）に虚偽はありません。
- 2 鹿児島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 必要な許可等は全て取得し、適法に営業しています。
- 4 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。また、自己又は自社の役員等は次のいずれにも該当する者ではなく、かつ、将来にわたっても該当しません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 5 本申請以外に、鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業（令和3年9月30日までに申請し、補助上限額未滿で交付を受けた場合を除く）及び県の他の類似事業による補助金の交付は受けておりません。
- 6 補助対象の物品購入等に当たり、国、県又は市町村の補助金とこの補助金とについて重複して給付を受けておりません。
- 7 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、支援金の交付を受けた事業者名等の情報が公表されることに同意します。
- 8 補助金の交付を受けた後、鹿児島県が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、補助金の返還や必要な加算金の支払いに応じます。

※個人事業主は自宅住所を記入

令和3年〇月〇〇日
住所 鹿児島県〇〇市〇丁目〇-〇〇
申請者 名 株式会社〇〇〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 〇〇〇〇 **印**

※ 必ず押印をお願いします。

※法人の場合は会社の代表者印、個人の場合は個人印を押印する。

領収書等の添付例

※レシートや明細入りの領収書の場合

※交付申請書 2 (1) 支出の部 (事業経費) の「レシート等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

株式会社〇〇〇〇	様		
¥55,000			
上記正に領収しました (消費税等5,000円を含みます)			

103	内税	〇〇消毒液	¥2,750
		5コ×単550	
306	内税	コーンバー	¥4,400
		10コ×単440	
103	内税	次亜塩素酸水	¥990
		3コ×単330	

(中略)			

303	内税	ビニールシート	¥5,500
		5コ×単1,100	
201	内税	不織布マスク	¥11,000
		5コ×単2,200	
		24,640円	
		(22,400円)	
	合計		¥55,000
	(内税		¥5,000)
	お預り		¥60,000
	お釣り		¥5,000

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

※補助対象経費となる品目の合計額を記入する。品目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1(小数点以下切り上げ)の金額を記入する。

